

平成29年度

## 茨木市立天王中学校いじめ防止基本方針

### (いじめの定義)

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法より＞

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

仲間はずれ、集団による無視をされる

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

金品をたかられる

金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。＜いじめの防止等のための基本的な方針＞

### (学校教育目標)

知・徳・体のバランスがとれ、未来に向けた志や夢を持つ人間

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### (いじめの禁止)

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

いじめを生まない土壌を作っていくために、学校の教育活動全体を通じ、生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度、社会性など心の通う人間関係を構築するための素地を養うこと。

すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをすること。それらがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- (i) 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取り組み
- (ii) わかる授業づくりにより、自己有用感や自己肯定感を育む
- (iii) 障がいのある生徒への理解を深め、すべての生徒にとって安心・安全な学校づくり
- (iv) 規範意識の醸成、道徳教育の推進
- (v) 生徒会活動の活性化、体験活動の充実

#### ② いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のために教職員は、「いじめはどの生徒にも起こりうるもの」との認識を持ち、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持つことや、生徒の些細な変化に気づく力を高めること、生徒が発するサインを見逃さずに積極的にいじめを認知すること。

また、いじめの早期発見のため定期的なアンケート調査や、教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えること。

#### (i) いじめ調査等

- ・生徒対象 生活アンケート 年3回(7月、12月、2月)
- ・教育相談期間の設定 年2回

#### (ii) いじめ相談体制

- ・相談体制の整備 【窓口：生徒指導主事】
- ・SC、SSWの活用

#### (iii) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒への情報モラル教育
- ・犯罪被害防止教室の実施
- ・保護者への啓発

## (2) いじめの防止等に関する措置

### ① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ不登校対策委員会」の設置

＜構成員＞チーフ 校長

教頭・生徒指導主事・学年担当・支援教育コーディネーター  
養護教諭・SC・SSW

＜活動＞

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめの問題に関する生徒理解を深めること

＜開催＞

- ・週一回(時間割内)を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### ② いじめに対する措置

(i) いじめに斯かる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(ii) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある生徒等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。

(iii) 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

(iv) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### ③ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(i) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

(ii) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(iii) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

(iv) 上記調査結果については、市教育委員会との協議の上、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### ④ 学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

(i) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること

(ii) いじめの再発防止の取り組みに関すること

## ● (別添) 資料1 「いじめの防止等に関する年間計画」